育児休業中の保険料免除要件の見直しと
短時間労働者の適用拡大について

平素より当健保組合の事業運営には、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきましては、「けんぽたより７月号」に掲載させていただいておりますが、令和４年１０月１日から別添リーフレットのとおり育児休業期間中における健康保険料の免除要件が改正されます。

また、短時間労働者にかかる健康保険・厚生年金保険の適用基準が、下記のとおり変更になりますので、新基準の特定適用事業所（被保険者数が１００人を超えることが見込まれる企業等）に勤務する短時間労働者に該当した場合は、令和４年１０月以降、すみやかに短時間労働者にかかる健康保険・厚生年金保険の加入手続きをお願いいたします。

記

従来

要件		適用基準
1	企業規模要件	従業員数５０１人以上
2	賃金要件	月額８.８万円以上
3	労働時間要件	週の所定労働時間２０時間以上
4	勤務期間要件	１年以上
5	学生除外要件	学生でないこと

令和４年１０月～

要件		適用基準
1	企業規模要件	従業員数**１０１人以上**
2	賃金要件	月額８.８万円以上
3	労働時間要件	週の所定労働時間２０時間以上
4	勤務期間要件	**２ヶ月を超える雇用の見込みがある**
5	学生除外要件	学生でないこと

※　既に特定適用事業所または、任意特定適用事業所となっている短時間労働者についても、本改正により適用基準が変更となりますのでご注意ください。

なお、令和４年８月ごろから順次、日本年金機構より新たに特定適用事業所の要件に該当することが見込まれる事業所に対して、**「特定適用事業所該当事前のお知らせ」**が送付される予定です。

問い合わせ先
ＴＥＬ（代表）０３（３４３２）２４０１
業務課宛

事業主の皆さまへ

令和４年１０月から

育児休業等期間中における健康保険料の免除要件が改正されます。

東京都自動車整備健康保険組合

育児休業等期間中の健康保険料の免除とは

被保険者から育児休業等を取得することの申し出があった場合に事業主からの届出により、育児休業の開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの健康保険料が免除となる制度です。
この度、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の一部の施行にともない、令和４年１０月から育児休業等期間中の健康保険料の免除要件が改正されます。主な改正内容は次の２点です。

①　月額保険料

育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除されます。

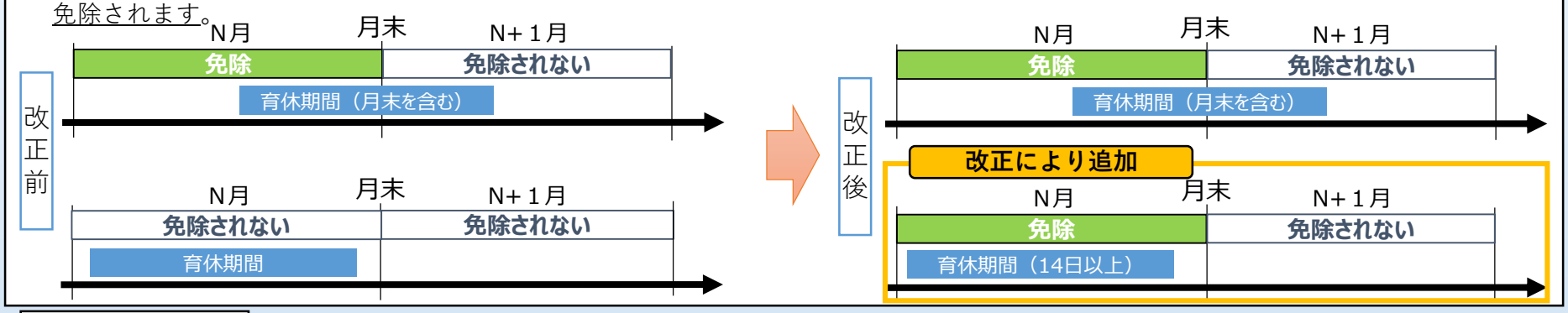

②　賞与保険料

育児休業等を１月超（暦日で計算）取得した場合のみ免除されます。

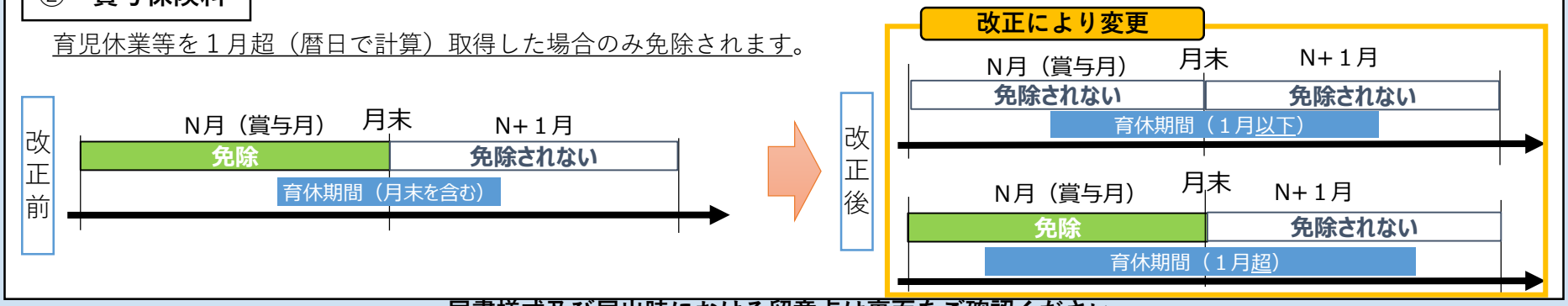

届書様式及び届出時における留意点は裏面をご確認ください。

改正後の届出様式

①

健康保険
厚生年金保険
育児休業等取得者
申出書(新規・延長)/終了届

令和　4　年　10　月　20　日提出

提出者記入欄

事業所整理記号	－
事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒　　－ 東京都○○区○○○１－１－１
事業所名称	株式会社　健保産業
事業主氏名	代表取締役社長　健保　良一
電話番号	03　（　1111　）　1111

受付印

社会保険労務士記載欄
氏　名　等

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。
延長・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長　B.終了の必要項目を記入してください。

≪「⑩育児休業等開始年月日」と「⑪育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内の場合≫
・共通記載欄の⑫育児休業等取得日数欄と⑬就業予定日数欄を必ず記入してください。
・同月内に複数回の育児休業を取得した場合は、⑩育児休業等開始年月日欄に、初回の育児休業等開始年月日を、⑪育児休業等終了予定年月日欄に最終回の育児休業等終了予定年月日を記入のうえ、C.育休等取得内訳を記入してください。

共通記載欄（新規申出）

項目	記入内容	項目	記入内容
①被保険者整理番号	11111	②個人番号［基礎年金番号］	②
③被保険者氏名	(氏)健保　(名)太郎	④被保険者生年月日	5.昭和（○）7.平成 9.令和　61年07月11日
⑤被保険者性別	1.男（○）　2.女		
⑥養育する子の氏名	(氏)健保　(名)花子	⑦養育する子の生年月日	9.令和　04年10月01日
⑧区分	1.実子（○）　2.その他　※「2.その他」の場合は、⑨養育開始年月日（実子以外）も記入してください。	⑨養育開始年月日（実子以外）	9.令和　年　月　日
⑩育児休業等開始年月日 ③	9.令和　04年10月03日	⑪育児休業等終了（予定）年月日	9.令和　04年10月28日
⑫育児休業等取得日数	20日	⑬就業予定日数 ④	02日
⑭パパママ育休プラス該当区分	□該当	⑮備考	

終了予定日を延長する場合　※必ず共通記載欄も記入してください。

A.延長

⑯育児休業等終了（予定）年月日（変更後）	9.令和　年　月　日
⑰変更後の育児休業等取得日数	日

※延長後の「⑯育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が「⑩育児休業開始年月日」と同月内の場合は、⑰変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

予定より早く育児休業を終了した場合　※必ず共通記載欄も記入してください。

B.終了

⑱育児休業等終了年月日	9.令和　年　月　日
⑲変更後の育児休業等取得日数	日

※「⑱育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑲変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

⑤
「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了（予定）年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合　※必ず共通記載欄も記入してください。

C.育休等取得内訳

	育児休業等開始年月日	育児休業等終了（予定）年月日	育児休業等取得日数	就業予定日数
1	⑳ 9.令和　04年10月03日	㉑ 9.令和　04年10月12日	㉒ 08日	㉓ 02日
2	㉔ 9.令和　04年10月17日	㉕ 9.令和　04年10月28日	㉖ 12日	㉗ 00日
3	㉘ 9.令和　年　月　日	㉙ 9.令和　年　月　日	㉚ 日	㉛ 日
4	㉜ 9.令和　年　月　日	㉝ 9.令和　年　月　日	㉞ 日	㉟ 日

届出時における留意点

① 届出の提出日

同月内に複数回に分けて育児休業等を取得する場合、その月に取得する最後の育児休業等の届出時にまとめて届出をいただくことが可能です。

※　育児休業等の終了後１月以内に申出書を提出する場合には、 遅延理由書の添付は不要です。

②個人番号（基礎年金番号）

健康保険組合に提出する届出には記載は不要です。

③育児休業等取得日数

育児休業等の開始年月日と終了年月日の翌日が同月内である場合、育児休業等の日数を記載してください。

※　④「就業予定日数」は育児休業等の日数に算入されません。
※　土日等の休日など労務に服さない日も含め、14日以上の日数が必要です。
※　同月内に複数回の育児休業等を取得する場合は、合算した日数を記載してください。

④ 就業予定日数

労使協定に基づき、出生時育児休業（産後パパ育休）期間中に労働者と事業主の間で事前に調整して就業を行う場合、その日数を記載してください。

※　就業予定日数の算定方法は以下のとおりです。
・日単位の場合はその日数
・時間単位の場合はその時間の合計を一日の所定労働時間で除した数（１未満の数は切り捨て）

例）就業時間が合計20時間（一日の所定労働時間が8時間）であった場合、（20÷8＝2~~.5~~）となり、就労予定日数は「２日」となります。

⑤ 育休等取得内訳

同月内に育休等を複数回取得した場合、取得したそれぞれの育休等の期間を記載してください。

※　共通記載欄の⑩「育児休業等取得年月日」には、同月内の最初に取得した育児休業等の開始年月日、⑪「育児休業等終了（予定）年月日」には、同月内の最後に取得した育児休業等の終了年月日を記載してください。

問い合わせ先
東京都自動車整備健康保険組合　業務課03-3432-2401